

社会福祉法人 喜多方市社会福祉協議会会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第19条の規定に基づき、会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 会員は、本会の趣旨に賛同して入会した企業等及び個人の賛助会員で構成する。

(会 費)

第3条 賛助会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし次のとおりとする。

(1) 企業等会員 一口 10,000円

(2) 個人会員 一口 1,000円

(会費の納入)

第4条 会費は随時納入とし、毎年3月末日までに随時納入するものとする。

2 納入された会費は、過誤納による理由のほかは、返還しない。

(加入及び退会等)

第5条 賛助会員になるときは、加入申込書により申し込むこととする。

2 賛助会員は、次の各号に該当する場合は退会となる。

(1) 退会の申し出があったとき

(2) 死亡したとき

(3) 企業等が解散したとき

(4) 2年間引き続いて会費を納入しないとき

(5) 賛助会員が本会の名誉を毀損し、またはその趣旨に反する行為があったとき

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、会長が必要と認める事項は、会長がこれを別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。